



Title	目で見るWHO 第56号 フォーラム開催のお知らせ・奥付等
Author(s)	
Citation	目で見るWHO. 2015, 56, p. 25
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/86690
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka



「感染症 正しい知識と予防」

西アフリカでのエボラ出血熱の流行は、世界のボーダレス化に伴い、感染症対策には世界全体で取り組むべき必要性が益々大きくなっていることを改めて教えてくれています。ともすれば感染症のニュースは人々をいたずらに不安に陥れる傾向がありますが、恐れるのではなく、疾病とその予防法についての正しい知識の下に、正しい情報に基づいた冷静な対処こそが求められています。

企業、健保組合、行政の健康啓発関係者や一般市民の皆様のご参加をお待ちしております。



(地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」2号・9号出口)

◆日時 平成27年2月12日(木) 14:00～16:30

◆会場 大阪歴史博物館 4階 講堂 (大阪市中央区大手前4-1-32)

◆参加費 500円(資料代として)

◆申込先着順 200名

●開会の挨拶

公益社団法人 日本WHO協会理事長 関 淳一 氏

●講演「インフルエンザを含めた国内の感染症流行について」

講師：大阪府済生会中津病院 臨床教育部 部長 安井 良則 氏

●講演「エボラ出血熱を含めた世界の感染症流行について」

講師：国立感染症研究所 感染症疫学センター 第二室長 砂川 富正 氏

●パネルディスカッション (質疑応答)

参加ご希望の方は Fax(06-6944-1136)またはホームページよりお申し込みください。

<http://www.japan-who.or.jp/FS-APL/FS-Form/form.cgi?Code=seminar1>

後援(予定)：大阪府・大阪市・大阪府医師会・大阪府歯科医師会・大阪府薬剤師会・大阪府栄養士会

主催：公益社団法人 日本WHO協会 大阪薬業クラブ助成事業

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:
Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.
The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.
The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.
The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.
Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.
Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.
The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.
Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.
Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.
ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶこととなります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。

グローバルな視野から健康を考え、国の内外で人々の健康増進につながる諸活動とWHO憲章精神の普及活動を展開しています。私たちの活動に賛同し、継続的ご支援頂ける方のご入会をお待ちしています。

会員種別	年会費
正会員 個人	50,000円
正会員 法人	100,000円
個人賛助会員	1口 5,000円
学生賛助会員	1口 2,000円
法人賛助会員	1口 10,000円

※公益社団法人日本WHO協会推奨商品等の禁止について

当協会では、特定の商品やサービスについてその品質性能等をWHOに関連付けて評価・認定・推奨するような活動は一切行っておりません。また、会員に対しても倫理規定を設け、当協会名を利用して消費者に誤認を与えるような商品販売・広告等の営業活動を行うことのないよう周知徹底いたしております。もし、当協会が関与したかのような事象にお気づきの場合には、事務局までご一報下さい。公益社団法人日本WHO協会

機関誌 目で見えるWHO 第56号

2015 新春号 平成27年 1月10日 印刷
平成27年 1月16日 発行

発行者 関 淳一
発行所 公益社団法人日本WHO協会
〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8
大阪商工会議所ビル5F
TEL 06-6944-1110 FAX 06-6944-1136
E-Mail info@japan-who.or.jp
URL http://www.japan-who.or.jp/
印刷 大光印刷株式会社 TEL 06-6714-1441

無断転載お断りします